

## 雇用保険 基本手当の所定給付日数表

区分	被保険者であった期間	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
	特定受給資格者 特定理由離職者	30歳未満	90日	90日	120日	180日
30歳以上35歳未満		90日		180日	210日	240日
35歳以上45歳未満		180日		240日	270日	330日
45歳以上60歳未満		150日		180日	210日	240日
60歳以上65歳未満						
就職困難者	45歳未満	150日	300日			
	45歳以上65歳未満		360日			
上記以外	全年齢	—	90日	120日	150日	

### 特定受給資格者

「倒産」等により離職した者

- (1) 倒産（破産、民事再生、会社更生等の各倒産手続の申立て又は手形取引の停止等）に伴い離職した者
- (2) 事業所において大量雇用変動の場合の届出がされたため離職した者及び当該事業主に雇用される被保険者の3分の1を超える者が離職したため離職した者
- (3) 事業所の廃止（事業活動停止後再開の見込みのない場合を含む。）に伴い離職した者
- (4) 事業所の移転により、通勤することが困難となったため離職した者

「解雇」等により離職した者

- (1) 解雇（自己の責めに帰すべき重大な理由による解雇を除く。）により離職した者
- (2) 労働契約の締結に際し明示された労働条件が事実と著しく相違したことにより離職した者
- (3) 賃金（退職手当を除く。）の額の3分の1を超える額が支払期日までに支払われなかった月が引き続き2か月以上となったこと等により離職した者
- (4) 賃金が、当該労働者に支払われていた賃金に比べて85%未満に低下した（又は低下することとなった）ため離職した者
- (5)(6) 省略
- (7) 期間の定めのある労働契約の更新により3年以上引き続き雇用されるに至った場合において当該労働契約が更新されないこととなったことにより離職した者
- (8)、(9)、(11)、(12) 省略
- (10) 事業主から直接若しくは間接に退職するよう勧奨を受けたことにより離職した者（従来から恒常的に設けられている「早期退職優遇制度」等を除く）

### 特定理由離職者

1. 期間の定めのある労働契約の期間が満了し、かつ、当該労働契約の更新がないことにより離職した者
2. 以下の正当な理由のある自己都合により離職した者

- (1) 体力の不足、心身の障害、疾病、負傷、視力の減退、聴力の減退、触覚の減退等により離職した者
- (2) 妊娠、出産、育児等により離職し、雇用保険法第20条第1項の受給期間延長措置を受けた者
- (3) 父若しくは母の死亡、疾病、負傷等のため、父若しくは母を扶養するために離職を余儀なくされた場合のように、家庭の事情が急変したことにより離職した者
- (4) 配偶者又は扶養すべき親族と別居生活を続けることが困難となったことにより離職した者
- (5) 次の理由により、通勤不可能又は困難となったことにより離職した者
  - (a) 結婚に伴う住所の変更
  - (b) 育児に伴う保育所その他これに準ずる施設の利用又は親族等への保育の依頼
  - (c) 事業所の通勤困難な地への移転
  - (d) 自己の意思に反しての住所又は居所の移転を余儀なくされたこと
  - (e)～(g) 省略
- (6) その他、上記「特定受給資格者の範囲」の2.(10)に該当しない企業整備による人員整理等で希望退職者の募集に応じて離職した者等

← 2.については、被保険者期間が12か月以上（離職前2年間）ない場合に限り、特定受給資格者と同等の取扱いとなる。